

一般社団法人 日本環境教育学会 中国・四国支部規約

2021年 4月 11日 制定

第1条(名称)

本支部は一般社団法人日本環境教育学会中国・四国支部という。

第2条(事務局)

本支部に事務局を置く。その所在地については別に定める。

第3条(目的および活動)

本支部は環境教育に関する研究および、研究者・教育実践者相互の協力・交流・連携を促進し、中国・四国地方の環境教育の普及発展に資することを目的とする。

第4条(事業年度)

本支部の会計年度は、毎年7月1日から、翌年の6月末日までとする。

第5条(支部会員)

本支部は、一般社団法人日本環境教育学会の会員で中国・四国地方に住所登録があるものを対象とする。ただし、中国・四国以外の地域に在住する日本環境教育学会の正会員が支部活動に参加することを妨げない。

第6条(入会)

本支部の正会員は一般社団法人日本環境教育学会への入会により、自動的に本支部に入会するものとし、日本環境教育学会の退会をもって本支部も退会するものとする。

第7条(会費)

支部会費については別に定める。

第8条(支部総会)

支部総会は支部会員をもって構成する。支部総会は年1回支部長が招集する。支部総会は支部会員の10分の1(委任状提出者も含む)の出席をもって成立とする。支部総会での議事は出席会員の過半数をもって決する。

第9条(組織等)

この団体に、次の役員を置く。

- (1) 支部長1人
- (2) 副支部長1人
- (3) 事務局長1人

(4) 支部運営委員 3人程度

2 支部運営委員会

本支部の会務を執行する支部運営委員会を置く。支部運営委員は支部会員から選出し、支部総会において選任する。運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 支部長

支部長は本支部を代表する。支部長は支部運営委員会において互選する。支部長は会務を補佐するために副支部長および事務局長を指名することができる。

第10条(規約改正)

本規約の改正は、支部総会の承認を受けなければならない。

附則 この規約は2021年4月11日から施行する。